

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
利根川水系砂防事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 利根砂防管内光ケーブル整備工事
工事地名	利根川水系砂防事務所管内

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 1月	
2) 事務所名	利根川水系砂防事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%	
3) 工事番号	2025030006	1 4) 単価適用年月	2026年 3月	
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月	
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0	
6) 主 工 種	道路維持工事	1 7) 前請負代金額	0	
7) 工 事 量	1 式	1 8) 調 整 区 分	0	
8) 工 期	358日間 自 令和 8年 4月 8日 (当初) 至 令和 9年 3月 31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額		
9) 施 工 県	群馬県	2 0) 現場管理費対象額		
1 0) 地 区	渋川地区	2 1) 一般管理費等対象額		
1 1) 河川・路線		2 2) 処 分 費 等	0	
		2 3) 公 告 日	令和 8年 2月 6日	
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日	
作業【A】	事前調査・測量	作業【F】	メッセンジャーワイヤー取付	作業
作業【B】	工事調整	作業【G】	支線 撤去／設置	作業
作業【C】	光ケーブル移設	作業【H】	接地設置	作業
作業【D】	光ケーブル撤去	作業【I】	配管移設	作業
作業【E】	架空新設	作業【J】	防護カバー	作業

3. 予算科目

1) 予算科目： 砂防事業費	2) 目： 砂防事業費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名：
砂防事業費	地すべり対策事業費	工事費	

設計内訳書

工事名	R 8 利根砂防管内光ケーブル整備工事 (当初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	通信設備		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
通信設備		式	1		25,434,030				
有線通信線路維持修繕工		式	1		24,724,030				
光ケーブル移設工		式	1		24,409,845				
作業【A】 事前調査・測量		作業	100	34,530	3,453,000			単-1号	
作業【B】 工事調整		作業	100	54,780	5,478,000			単-2号	
作業【C】 光ケーブル移設		作業	100	51,370	5,137,000			単-3号	
作業【D】 光ケーブル撤去		作業	1	32,250	32,250			単-4号	
作業【E】 架空新設		作業	1	21,500	21,500			単-5号	
作業【F】 メッセージワイヤー取付		作業	1	23,180	23,180			単-6号	
作業【G】 支線 撤去/設置		作業	5	15,560	77,800			単-7号	
作業【H】 接地設置		作業	5	20,110	100,550			単-8号	
作業【I】 配管移設		作業	1	7,755	7,755			単-9号	

設計内訳書

工事名	R 8 利根砂防管内光ケーブル整備工事 (当初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	通信設備		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
作業【J】 防護カバー		作業	1	7,490	7,490			単-10号	
作業【K】 光ケーブル接続	5芯以下	作業	1	69,750	69,750			単-11号	
作業【K】 光ケーブル接続	10芯以下	作業	1	69,750	69,750			単-12号	
作業【K】 光ケーブル接続	15芯以下	作業	1	69,750	69,750			単-13号	
作業【K】 光ケーブル接続	20芯以下	作業	1	69,750	69,750			単-14号	
作業【K】 光ケーブル接続	25芯以下	作業	1	69,750	69,750			単-15号	
作業【K】 光ケーブル成端	5芯以下	作業	1	33,840	33,840			単-16号	
作業【L】 光ケーブル試験	20芯以下	作業	1	26,930	26,930			単-17号	
作業【L】 光ケーブル試験	40芯以下	作業	1	44,890	44,890			単-18号	
作業【L】 光ケーブル試験	60芯以下	作業	1	62,150	62,150			単-19号	
作業【L】 光ケーブル試験	80芯以下	作業	1	82,870	82,870			単-20号	
作業【L】 光ケーブル試験	100芯以下	作業	1	96,680	96,680			単-21号	

設計内訳書

工事名	R 8 利根砂防管内光ケーブル整備工事 (当初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	通信設備		数量増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
作業【M】 光ケーブル巡視		km	351	26,710	9,375,210			単-22号	
器具及び材料		式	1		314,185				
メッセンジャーワイヤ	亜鉛めっき鋼より線 2種A級 22mm2	m	100	94	9,400			単-23号	
支線材料		箇所	5	19,620	98,100			単-24号	
接地材料		箇所	5	4,497	22,485			単-25号	
ケーブル接続コーシヤ		個	1	59,600	59,600			単-26号	
各種装柱材等		式	1	124,600	124,600			単-27号	
仮設工		式	1		710,000				
交通管理工		式	1		710,000				
交通誘導警備員		人日	1	710,000	710,000			単-28号	
直接工事費		式	1		25,434,030				
共通仮設費		式	1		3,456,000				

設計内訳書

工事名	R 8 利根砂防管内光ケーブル整備工事 (当初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	通信設備		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
共通仮設費 (率計上)		式	1		3,456,000				
純工事費		式	1		28,890,030				
現場管理費		式	1		14,063,000				
工事原価		式	1		42,953,030				
一般管理費等		式	1		8,136,970				
工事価格		式	1		51,090,000				
消費税相当額		式	1		5,109,000				
工事費計		式	1		56,199,000				

1次単価表

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
単-1号	作業【A】 事前調査・測量		単位	作業	数量	1	単価
							34,530
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術者			人	0.5	41,310	20,655	
電気通信技術員			人	0.5	27,744	13,872	
計						34,527	
単価						34,530	円/作業

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
単-2号	作業【B】 工事調整		単位	作業	数量	1	単価
							54,780
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工			人	1	28,968	28,968	
普通作業員			人	1	25,806	25,806	
計						54,774	
単価						54,780	円/作業

1次単価表

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
単-3号	作業【C】 光ケーブル移設		単位	作業	数量	1	単価
							51,370
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル架空配線		18mm以下 移設 自己支持型	径間	1	42,990	42,990	WE120810 単- 29号
ピン端子ラック取付		ピン端子ラック 移設	個	1	8,373	8,373	WE118402 単- 30号
計						51,363	
単価						51,370	円/作業

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
単-4号	作業【D】 光ケーブル撤去		単位	作業	数量	1	単価
							32,250
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル架空配線		18mm以下 撤去(再使用) 自己支持型	径間	1	21,500	21,500	WE120810 単- 31号
光ケーブル架空配線 端末・余長処理		18mm以下 新設 自己支持型	径間	0.5	21,500	10,750	WE120810 単- 32号
計						32,250	
単価						32,250	円/作業

1次単価表

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
単-5号	作業【E】 架空新設		単位	作業	数量		単価
						1	21,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル架空配線		18mm以下 新設 自己支持型	径間	1	21,500	21,500	WE120810 単- 32号
計						21,500	
単価						21,500	円/作業

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
単-6号	作業【F】 メンジャーワイヤ取付		単位	作業	数量		単価
						1	23,180
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
架線		仕上外径 10mm以下 新設	径間	1	23,180	23,180	WE118500 単- 33号
計						23,180	
単価						23,180	円/作業

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単-7号	作業【G】 支線 撤去/設置		単位	作業	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
	支線取付	打込アンカー(7/1 90口以下) 撤去(再使用) 巻付ナットあり	本	1	7,778	7,778		WE118300 単- 34号
	支線取付	打込アンカー(7/1 90口以下) 新設 巻付ナットあり	本	1	7,778	7,778		WE118300 単- 35号
	計					15,556		
	単価					15,560		円/作業

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単-8号	作業【H】 接地設置		単位	作業	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	1	20,110
接地設置		D種接地 補正なし	極	1	16,280	16,280	WE123800	単- 36号
ケーブル及び電線配線		管内配線 5mm以下 新設	m	2	347.7	695.4	WE114000	単- 37号
ケーブル及び電線配線		露出配線 5mm以下 新設	m	4	550.4	2,201.6	WE114000	単- 38号
硬質ビニル管敷設		道路沿い 22mm以下 新設	m	2	463.5	927	WE112000	単- 39号
計						20,104		
単価						20,110		円/作業

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単-9号	作業【1】 配管移設		単位	作業	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
	電線管敷設	厚鋼 36mm以下 移設 クリップ留め 2m未満 補正なし	m	1	6,895	6,895		WE111100 単- 40号
	厚鋼電線管 (G)	呼び径 28 15%	m	1	860	860		WE505200 単- 41号
	計					7,755		
	単価					7,755		円/作業

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単-10号	作業【J】 防護カバー	単位	作業	数量	10	単価	7,490
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高所作業車 [トラック架装・伸縮ブーム]	バスケット型11.0~12.0m 200kg 2名	時間	8	2,770	22,160		
電工		人	1	28,968	28,968		
運転手 (一般)		人	1	23,766	23,766		
計					74,894		
単価					7,490	円/作業	

1次単価表

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
単-11号	作業【K】 光ケーブル接続	57~7'以下	単位	作業	数量	1	単価
							69,750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル直線接続		57~7' (心)以下 1本/箇所	箇所	1	69,750	69,750	WE121001 単- 42号
計						69,750	
単価						69,750	円/作業

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
単-12号	作業【K】 光ケーブル接続	107~7'以下	単位	作業	数量	1	単価
							69,750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル直線接続		57~7' (心)以下 1本/箇所	箇所	1	69,750	69,750	WE121001 単- 42号
計						69,750	
単価						69,750	円/作業

1次単価表

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
単-13号	作業【K】 光ケーブル接続	157~ﾌﾞ以下	単位	作業	数量	1	単価 69,750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル直線接続		57~ﾌﾞ(心)以下 1本/箇所	箇所	1	69,750	69,750	WE121001 単- 42号
計						69,750	
単価						69,750	円/作業

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
単-14号	作業【K】 光ケーブル接続	207~ﾌﾞ以下	単位	作業	数量	1	単価 69,750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル直線接続		57~ﾌﾞ(心)以下 1本/箇所	箇所	1	69,750	69,750	WE121001 単- 42号
計						69,750	
単価						69,750	円/作業

1次単価表

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
単-15号	作業【K】 光ケーブル接続	257-7以下	単位	作業	数量	1	単価 69,750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル直線接続		57-7(心)以下 1本/箇所	箇所	1	69,750	69,750	WE121001 単- 42号
計						69,750	
単価						69,750	円/作業

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
単-16号	作業【K】 光ケーブル成端	57-7以下	単位	作業	数量	1	単価 33,840
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル成端		57-7(心)以下	箇所	1	33,840	33,840	WE121002 単- 43号
計						33,840	
単価						33,840	円/作業

1次単価表

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
単-17号	作業【L】 光ケーブル試験	20芯以下	単位	作業	数量	1	単価 26,930
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル接続損失試験		20芯以下	対向	1	26,930	26,930	WE121202 単- 44号
計						26,930	
単価						26,930	円/作業

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
単-18号	作業【L】 光ケーブル試験	40芯以下	単位	作業	数量	1	単価 44,890
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル接続損失試験		40芯以下	対向	1	44,890	44,890	WE121202 単- 45号
計						44,890	
単価						44,890	円/作業

1次単価表

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
単-19号	作業【L】 光ケーブル試験	60芯以下	単位	作業	数量	1	単価 62,150
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル接続損失試験		60芯以下	対向	1	62,150	62,150	WE121202 単- 46号
計						62,150	
単価						62,150	円/作業

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
単-20号	作業【L】 光ケーブル試験	80芯以下	単位	作業	数量	1	単価 82,870
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル接続損失試験		80芯以下	対向	1	82,870	82,870	WE121202 単- 47号
計						82,870	
単価						82,870	円/作業

1次単価表

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
単-21号	作業【L】 光ケーブル試験	100芯以下	単位	作業	数量	1	単価 96,680
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル接続損失試験		100心以下	対向	1	96,680	96,680	WE121202 単- 48号
計						96,680	
単価						96,680	円/作業

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
単-22号	作業【M】 光ケーブル巡視		単位	k m	数量	100	単価 26,710
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工			人	48.75	28,968	1,412,190	
普通作業員			人	48.75	25,806	1,258,042.5	
計						2,670,232.5	
単価						26,710	円/k m

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単-24号	支線材料		単位	箇所	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		19,620
	自在バンド	4BD-HD-23	個	1	2,640	2,640		
	シンプル	丸型18mm	個	1	161	161		WYB00001
	巻付グリップ	シンプル・玉端子用 45mm2	個	3	540	1,620		WYB00002
	亜鉛めっき鋼より線	2種A級 45mm2	m	8	530	4,240		WYB00003
	がいし (配電線用)	玉がいし 100×100	個	1	745	745		
	支線ガード	硬質ポリエチレン (黄色) 2. 2m	本	1	4,890	4,890		WYB00004
	打込アンカー	ワコーアンカー3号	個	1	5,320	5,320		WYB00005
	計					19,616		
	単価					19,620	円/箇所	

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単-25号	接地材料		単位	箇所	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
	接地棒	E-B3 10φ×1000mm	本	1	1,420	1,420		WE521400 単- 50号
	接地棒用リード端子	E-B10 10φ用 8mm2×500mm	本	1	495	495		WE521500 単- 51号
	硬質ビニル電線管 (VE)	呼び径 16 15%	m	2	111	222		WE505400 単- 52号
	ステンレスバンド	SFT-N112	個	6	281	1,686		
	IV電線 (600Vビニル絶縁電線)	IV 1.6mm	m	6	53	318		WE500100 単- 53号
	ボルト型コネクター	22mm2	個	1	356	356		WYB00006
	計					4,497		
	単価					4,497		円/箇所

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単-27号	各種装柱材等		単位	式	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	自在バンド	4BD-HD-23	個		20	2,640	52,800	
	直付吊り線金具	WLH-1	個		10	422	4,220	WYB00007
	吊り線クランプ	WJC-2	個		5	598	2,990	WYB00008
	巻付けグリッパ	22mm2	個		5	308	1,540	WYB00009
	配電線用架線金具(シンプル)	22SQ	個		5	281	1,405	WYB00015
	ラッシングロッド	5号(らせん内径57mm)	個		10	110	1,100	WYB00010
	光ケーブル銘板	アクリル板 t=3mm	個		10	1,330	13,300	WYB00011
	光コネクタ付コード(SC型)	SM片端子4C(PC研磨)2m	個		2	12,600	25,200	WYB00012
	光ケーブル用成端箱(壁掛け型)	入力ケーブル本数2本:接続芯線数12C 壁取付材料含	個		1	22,000	22,000	WYB00013
	計						124,555	
	単価						124,600	円/式

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単-28号	交通誘導警備員		単位	人日	数量		単価
						1	710,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 A		人日	20	18,360	367,200	WB010211 単- 54号	
交通誘導警備員 B		人日	20	17,140	342,800	WB010212 単- 55号	
計					710,000		
単価					710,000	円/人日	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	径間	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル架空配線	18mm以下 移設 自己支持型					1	12,990
電工		人		1.484	28,968	12,988	
諸雑費（まるめ）		式		1		2	
計						12,990	
単価						42,990	円/径間

参考資料（１）

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
名称	規格	単位	径間	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル架空配線	18mm以下 撤去(再使用) 自己支持型					1	21,500
電工		人	0.742	28,968		21,494	
諸雑費(まるめ)		式	1			6	
計						21,500	
単価						21,500	円/径間

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
名称	規格	単位	径間	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル架空配線 端末・余長処理	18mm以下 新設 自己支持型					1	21,500
電工		人	0.742	28,968		21,494	
諸雑費(まるめ)		式	1			6	
計						21,500	
単価						21,500	円/径間

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

支線取付	打込アンカー(7/4 90口以下) 撤去(再使用) 巻付が1ツブあり	単位	本	数量	単価	金額	単価	7,778
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
電工		人	0.175	28,968	5,069			
普通作業員		人	0.105	25,806	2,709			
諸雑費(まるめ)		式	1		0			
計					7,778			
単価					7,778	円/本		

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

接地設置	D種接地 補正なし	単位	極	数量	単価	金額	単価	16,280
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
電工		人	0.25	28,968	7,242			
普通作業員		人	0.35	25,806	9,032			
諸雑費（まるめ）		式	1		6			
計					16,280			
単価					16,280	円/極		

参考資料（1）

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
ケーブル及び電線配線	管内配線 5mm以下 新設	単位	m	数量	単価	金額	単価
					100		347.7
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工		人	1.2	28,968	34,761		
諸雑費（まるめ）		式	1		9		
計					34,770		
単価					347.7	円/m	

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
ケーブル及び電線配線	露出配線 5mm以下 新設	単位	m	数量	単価	金額	単価
					100		550.4
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工		人	1.9	28,968	55,039		
諸雑費（まるめ）		式	1		1		
計					55,040		
単価					550.4	円/m	

参考資料（１）

						単価使用年月	2026. 3	
						歩掛使用年月	2026. 3	
						労務調整係数	1.000-00000002000	
名称	硬質ビニル管敷設	道路沿い 22mm以下 新設	単位	m	数量	100	単価	463. 5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	1. 6	28, 968	46, 348		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						46, 350		
単価						463. 5	円/m	

						単価使用年月	2026. 3	
						歩掛使用年月	2026. 3	
						労務調整係数	1.000-00000002000	
名称	電線管敷設	厚鋼 36mm以下 移設 クリップ留め 2m未満 補正なし	単位	m	数量	100	単価	6, 895
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	23. 8	28, 968	689, 438		
諸雑費（まるめ）			式	1		62		
計						689, 500		
単価						6, 895	円/m	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	光ケーブル直線接続	57-φ (心)以下 1本/箇所	単位	箇所	数量	1	単価	69,750
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
電気通信技術者		人	1.01	41,310	41,723			
電気通信技術員		人	1.01	27,744	28,021			
諸雑費（まるめ）		式	1		6			
計					69,750			
単価					69,750	円/箇所		

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	箇所	数量	単価	金額	単価	概要
光ケーブル成端	57-7 (心)以下					1		33,840
電気通信技術者		人		0.49	41,310	20,241		
電気通信技術員		人		0.49	27,744	13,594		
諸雑費（まるめ）		式		1		5		
計						33,840		
単価						33,840	円/箇所	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	光ケーブル接続損失試験	20心以下	単位	対向	数量	1	単価	26,930
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
電気通信技術者		人	0.39	41,310	16,110			
電気通信技術員		人	0.39	27,744	10,820			
諸雑費（まるめ）		式	1		0			
計					26,930			
単価					26,930	円/対向		

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	光ケーブル接続損失試験	40心以下	単位	対向	数量	1	単価	14,890
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
電気通信技術者		人	0.65	41,310	26,851			
電気通信技術員		人	0.65	27,744	18,033			
諸雑費（まるめ）		式	1		6			
計					44,890			
単価					44,890	円／対向		

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	対向	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル接続損失試験	60心以下					1	62,150
電気通信技術者		人		0.9	41,310	37,179	
電気通信技術員		人		0.9	27,744	24,969	
諸雑費（まるめ）		式		1		2	
計						62,150	
単価						62,150	円/対向

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	光ケーブル接続損失試験	80心以下	単位	対向	数量	1	単価	82,870
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
電気通信技術者		人	1.2	41,310	49,572			
電気通信技術員		人	1.2	27,744	33,292			
諸雑費（まるめ）		式	1		6			
計					82,870			
単価					82,870	円/対向		

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	光ケーブル接続損失試験	100心以下	単位	対向	数量	1	単価	96,680
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
電気通信技術者		人	1.4	41,310	57,834			
電気通信技術員		人	1.4	27,744	38,841			
諸雑費（まるめ）		式	1		5			
計					96,680			
単価					96,680	円/対向		

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
	亜鉛メッキ鋼より線	2種A級 22mm ²	単位	m	数量	1	単価 94
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
亜鉛メッキ鋼より線		2種A級 22mm ²	kg	0.174	542	94	
計						94	
単価						94	円/m

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
	接地棒	E-B3 10φ×1000mm	単位	本	数量	1	単価 1,420
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
丸形アース棒		E-B3 10φ×1000mm	本	1	1,420	1,420	
計						1,420	
単価						1,420	円/本

参考資料（１）

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
	接地棒用リード端子	E-B10 10φ用 8mm2×500mm	単位	本	数量	1	495
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
接地棒用リード端子		E-B10 10φ用8×500	本	1	495	495	
計						495	
単価						495	円/本

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
	硬質ビニル電線管（VE）	呼び径 16 15%	単位	m	数量	1	111
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
硬質ビニル電線管		VE 16mm	m	1	97	97	
附属品費 15%			式	1		14	
計						111	
単価						111	円/m

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
	IV電線（600Vビニル絶縁電線）	IV 1.6mm	単位	m	数量	1	単価 53
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
600Vビニル絶縁電線		IV 1.6mm	m	1	53.8	53	
計						53	
単価						53	円/m

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価 18,360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員A			人	1	18,360	18,360	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						18,360	
単価						18,360	円/人日

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	17,140
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
交通誘導警備員B		人	1	17,136	17,136			
諸雑費（まるめ）		式	1		4			
計					17,140			
単価					17,140	円／人日		

R 8 利根砂防管内光ケーブル整備工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 機器単体費	0		
(2) 直接工事費	25,434,030		
(3) 共通仮設費	3,456,000		
(4) 純工事費	28,890,030		
(2) + (3)			
(5) 現場管理費	14,063,000		
(6) 工期延長等に伴う現場維持等の費用	0		
(7) 機器間接費	0		
(8) 工事原価	42,953,030	(18) 工場製作原価	0
(4) + (5) + (6) + (7) + (18)			
(9') 一般管理費等 (計上額)	8,136,970	(9) 一般管理費等 (計算額)	8,143,894
(10') その他費目計	0		
(11) 業務委託料等	0		
(12) 工事価格	51,090,000		
(1) + (8) + (9') + (10') + (11) (万円未満切り捨て)			
(13) 消費税相当額	5,109,000		
(14) 請負工事費	56,199,000		
(12) + (13)			
(15) 入札書比較価格	51,090,000		
(請負工事費の100/110)			
(16) 調査基準価格	50,567,000		
(17) 調査基準価格の100/110	45,970,000		
(工事契約：万円未満切り捨て 製造製作契約：円未満切り捨て)			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 利根砂防管内光ケーブル整備工事

国土交通省 関東地方整備局
利根川水系砂防事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 8 利根砂防管内光ケーブル整備工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
通信設備		式		1		
有線通信線路維持修繕工		式		1		
光ケーブル移設工		式		1		
作業【A】 事前調査・測量		作業		100		
作業【B】 工事調整		作業		100		
作業【C】 光ケーブル移設		作業		100		
作業【D】 光ケーブル撤去		作業		1		
作業【E】 架空新設		作業		1		
作業【F】 メッセージャーワイヤー取付		作業		1		
作業【G】 支線 撤去／設置		作業		5		
作業【H】 接地設置		作業		5		

工事数量総括表

工事名	R 8 利根砂防管内光ケーブル整備工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
作業【I】 配管移設		作業		1		
作業【J】 防護カバー		作業		1		
作業【K】 光ケーブル接続	57-7° 以下	作業		1		
作業【K】 光ケーブル接続	107-7° 以下	作業		1		
作業【K】 光ケーブル接続	157-7° 以下	作業		1		
作業【K】 光ケーブル接続	207-7° 以下	作業		1		
作業【K】 光ケーブル接続	257-7° 以下	作業		1		
作業【K】 光ケーブル成端	57-7° 以下	作業		1		
作業【L】 光ケーブル試験	20芯以下	作業		1		
作業【L】 光ケーブル試験	40芯以下	作業		1		
作業【L】 光ケーブル試験	60芯以下	作業		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 利根砂防管内光ケーブル整備工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
作業【L】 光ケーブル試験	80芯以下	作業		1		
作業【L】 光ケーブル試験	100芯以下	作業		1		
作業【M】 光ケーブル巡視		k m		351		
器具及び材料		式		1		
メッセンジャーワイヤ	亜鉛めっき鋼より線 2種A級 22mm2	m		100		
支線材料		箇所		5		
接地材料		箇所		5		
ケーブル接続クロージャ		個		1		
各種装柱材等		式		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 利根砂防管内光ケーブル整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 8 利根砂防管内光ケーブル整備工事

特記仕様書

令和8年1月

国土交通省関東地方整備局
利根川水系砂防事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、電気通信設備工事共通仕様書（令和 7 年度版）（以下「共通仕様書」という。）という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等

1. 本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
2. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする

第 4 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は以下の（1）～（9）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第 26 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。なお、専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの

工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

- (5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内及び福島県内、新潟県内、富山県内、静岡県内、岐阜県内、愛知県内の工事でなければならない。
 - (6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (9) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。(※「維持工事」とは通年維持工事等(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)をいう。)
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。
 3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど)
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))
 - 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)
 4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
 5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 現場代理人

現場代理人について工事現場における常駐を要しない期間については、「工事請負契約書の運用基準について」(平成22年9月6日付け国地契第20号)による。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第6条 コリンズへの登録

1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」

によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）
4. 共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点 群馬県渋川市渋川 緯度 36° 30' 3" 経度 138° 59' 45"

終点 起点と同じ

5. 共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、利根川水系砂防事務所が管理する光ケーブルにおいて、電柱所有者からの支障移設要求による光ケーブルの移設作業及び設備障害時の復旧作業等のほか、全区間を対象に巡視確認を1回／年行い、改修を含めた機能維持を図るものである。

光ケーブル移設約100件、光ケーブル巡視約351kmを予定している。

第7条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ○○建設株式会社 印

注意1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2) 所属会社の写真とする。

第8条 低入札価格調査制度対象工事に対する調査協力

1. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て諸経費動向調査票（公共工事機械設備共同調査）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された諸経費動向調査票（公共工事機械設備共同調査）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は利根川水系砂防事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は下表のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第 9 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１０）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 10 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」による

ものとする。

第 11 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev. 5.7）
令和 7 年 3 月版国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第 12 条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第 13 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（https://www.ktr.mlit.go.jp/gi_jyutu/gi_jyutu00000039.html）によるものとする。

第14条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリスタンスを考慮するものとする。

ウィークリスタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

（https://www.ktr.mlit.go.jp/gi_jyutu/gi_jyutu00000039.html）に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第15条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

（https://www.ktr.mlit.go.jp/gi_jyutu/gi_jyutu00000039.html）に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第16条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第17条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)：令和7年3月」によることとする。

第18条 スライド条項

工事請負契約書第26条(スライド条項)については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第19条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)及び、国土交通省電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)(令和6年3月改定)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)及び、国土交通省電気通信設備工事写真管理基準(案)(令和6年3月改定)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第20条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)(以下、写真管理基準)「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用している

こと。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和6年3月）「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（以下、デジタル写真情報管理基準）に準ずるが、同条2.に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準（令和6年3月）「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）「6.写真編集-15 -等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのももよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第21条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快

適トイレを設置することを原則とする。

(12) ~ (17) については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式（洋風）便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能
(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】 (1) ~ (6) 及び **【付属品として備えるもの】** (7) ~ (11) の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第22条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
- ④工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、1箇所2人（うち有資格誘導員1人）とし、20箇所計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 工事の施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と

協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第23条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。

⑤ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は厚さ指数（WBGT）が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \quad \text{※ 真夏日補正係数 : 1.2}$$

第24条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第25条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第26条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第27条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。
また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。
3. 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。
なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP>河川>技術情報に掲載している。
(<https://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第28条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能な場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第29条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第30条 現場環境改善

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとする。

第31条 工期

工期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含まれている。

第32条 週休2日交替制適用工事（完全週休2日（土日）（受注者希望方式））

1. 本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日交替制適用工事」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日交替制の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日交替制に取り組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

②月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数が確保されていること。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確

保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。

5. 施工計画書に基づき、受発注者間で休日確保状況を確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、現場管理費率に乗じているが、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成の場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日交替制の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。また、休日率の達成状況を確認後、月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第33条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、田代観測所または草津観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第34条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定する

とともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第35条 施工場所

本工事の施工場所は、以下のとおりとする。

利根川水系砂防事務所管内

第36条 個人情報の取り扱いについて

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、

受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙-2）を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 37 条 セキュリティに関する事項

1. 機密保持の厳守

受注者は、施工上知り得た機密情報を、施工のために知る必要のある受注者に属する者及び発注者以外に開示、漏洩してはならない。なお、機密保持事項については、工期中はもとより、工事完成後においても有効に存続するものとする。

2. ポリシーの遵守

受注者は、発注者の保有する情報セキュリティポリシー並びに受注者の自社セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

また、発注者の保有する情報セキュリティポリシー及び、これに付随する資料につ

いては、その内容を秘密にしなければならない。

3. 損害賠償責任

受注者の責めによりコンピュータウイルス等により発注者の保有するデータ及びネットワークに被害を及ぼした場合、又はセキュリティポリシーが遵守されなかったことに起因する損害等については、受注者の費用負担をもって原状回復を行うものとする。

尚、損害賠償の範囲については発注者と受注者で協議して定めるものとする。

第38条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	全ての工事

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第39条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム (NETIS) 登録技術

URL <https://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進 (Ⅱ) 型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第40条 新技術の活用 (施工者選定型)

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工

事である。

2. 本工事において、第36条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第36条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第41条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声

Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-12 を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第4-2条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に

受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月30日（国不建第273号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第43条 契約後VE方式

1. 「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。
2. 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
3. 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
4. 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
5. 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
6. 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
7. VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。
8. 提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決

定するものとする。

9. VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面（別紙様式-5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
10. VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
11. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
12. 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
13. VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。
14. 評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
15. 発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第44条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、

- ①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第36条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第45条 総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

(共通仕様書第3編3-1-1-1の適用)

2. 共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

(合意単価の公表)

1. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第2章 器具及び材料

第46条 器材の確認

下記の器材の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区 分	確認器材名	摘 要
電線類	光ケーブル	

第47条 材料の見本又は資料、試験及び検査

工事材料において必要な見本又は資料の提出及び検査は、下表のとおりとする。

区 分	提出	検査		摘 要
		品質	数量	
光ケーブル			○	

第48条 J I S製品記号

設計図書中のJ I S製品記号は、J I Sの国際単位系（S I）移行（以下、「新J I S」という。）に伴い、すべて新J I Sの製品記号としているが、旧J I Sに対応した材料を使用する場合は、旧J I S製品記号に読みかえて使用出来るものとする。

第49条 撤去品等の処理

産業廃棄物としての処理は「産業廃棄物管理表（マニフェスト）」により適正に管理するものとし、受注者の責において管理表を交付するものとする。また、その写しを監督職員に提示すること。

処分等に要する費用は都道府県知事等の許可を受けている運搬及び処分業者からの処理費内訳を監督職員へ提出することにより設計変更の対象とする。

第 3 章 一般施工

第 5 0 条 一般施工

本工事の施工に当たり、既設電柱における工事については、電柱保有者の定める技術基準等を遵守するものとする。

第 5 1 条 維持・改修作業

本工事の作業は、光ケーブルの電柱添架箇所等において、電柱移転に伴う光ケーブルの移設等及び添架箇所の補修・改修等を行うものとする。

第 5 2 条 維持・改修数量

本工事の数量は、見込みの数量を示したもので、実際の施工については、監督職員の指示によるものとし、数量の増減は変更の対象とする。

第 5 3 条 電柱移転・改修等に伴う施工

1 作業当たりの施工内容については、下表のとおりとする。

作 業	施 工 概 要		
	施 工 内 容	施工数量	
【A】	事前調査、測量	依頼 1 件	
【B】	工事調整 (電柱所有者及び他添架者等との調整など)	依頼 1 件	
【C】	光ケーブル移設 (既設柱抜柱時の仮設を含む) (装柱金物の移設を含む)	電柱 1 本	
【D】	光ケーブル撤去 (端末及び余長分の処理を含む)	電柱 1 本	
【E】	架空新設	架空 1 径間	
【F】	メッセンジャーワイヤー取付	電柱 1 本	
【G】	既設支線撤去及び設置	支線 1 本	
【H】	接地設置	接地 1 極	
【I】	配管移設	配管路 1 m	
【J】	防護カバー	設置 1 箇所	
【K】 -5t	光ケーブル接続 (5 テープ)	接続 1 箇所	
【K】 -10t	光ケーブル接続 (10 テープ)	接続 1 箇所	

【K】-15t	光ケーブル接続（15テープ）	接続1箇所	
【K】-20t	光ケーブル接続（20テープ）	接続1箇所	
【K】-25t	光ケーブル接続（25テープ）	接続1箇所	
【K】-5t	光ケーブル成端（5テープ）	成端1箇所	
【L】-20c	光ケーブル試験（20芯）	試験1対向	
【L】-40c	光ケーブル試験（40芯）	試験1対向	
【L】-60c	光ケーブル試験（60芯）	試験1対向	
【L】-80c	光ケーブル試験（80芯）	試験1対向	
【L】-100c	光ケーブル試験（100芯）	試験1対向	
【M】	光ケーブル巡視 （共架契約書等との照合含む）	通年1回	

第4章 その他

第54条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事を担当する現場技術員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第55条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第56条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着

用している。

5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第57条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和5年3月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第58条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第59条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第60条 伝送損失の規格値

電気通信設備工事共通仕様書 3-4-8-6 光ケーブル接続 3. 光ケーブルの測定及び試験 (1) 光ケーブル敷設後の測定及び試験項目 2) 伝送損失の測定に記載の「所定の規格値」は、光ファイバケーブル施工要領・同解説 7-2-2 接続損失及び伝送損失の確認 「2. 伝送損失の規格値の算出」による。

第61条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第62条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 <input type="checkbox"/> 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 <input type="checkbox"/> 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 <input type="checkbox"/> 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 <input type="checkbox"/> 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 <input type="checkbox"/> 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。 	
用地関係	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 <input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 <input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 <input type="checkbox"/> 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 	
公害関係	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 <input type="checkbox"/> 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。 	
安全対策関係	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。 	第25条
工事用道路関係	<p>一般道路を搬入路として使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 <input type="checkbox"/> 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 <p>仮道路を設置する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 <input type="checkbox"/> 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。 	
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 <input type="checkbox"/> 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 <input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。 	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 <input type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	
工事支障物件等	<input type="checkbox"/> 地上、地下等の占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 <input type="checkbox"/> 地上、地下等の占有物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 <input type="checkbox"/> 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	<input type="checkbox"/> 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 <input type="checkbox"/> 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 <input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 <input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 <input type="checkbox"/> 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 <input type="checkbox"/> 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 <input type="checkbox"/> 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

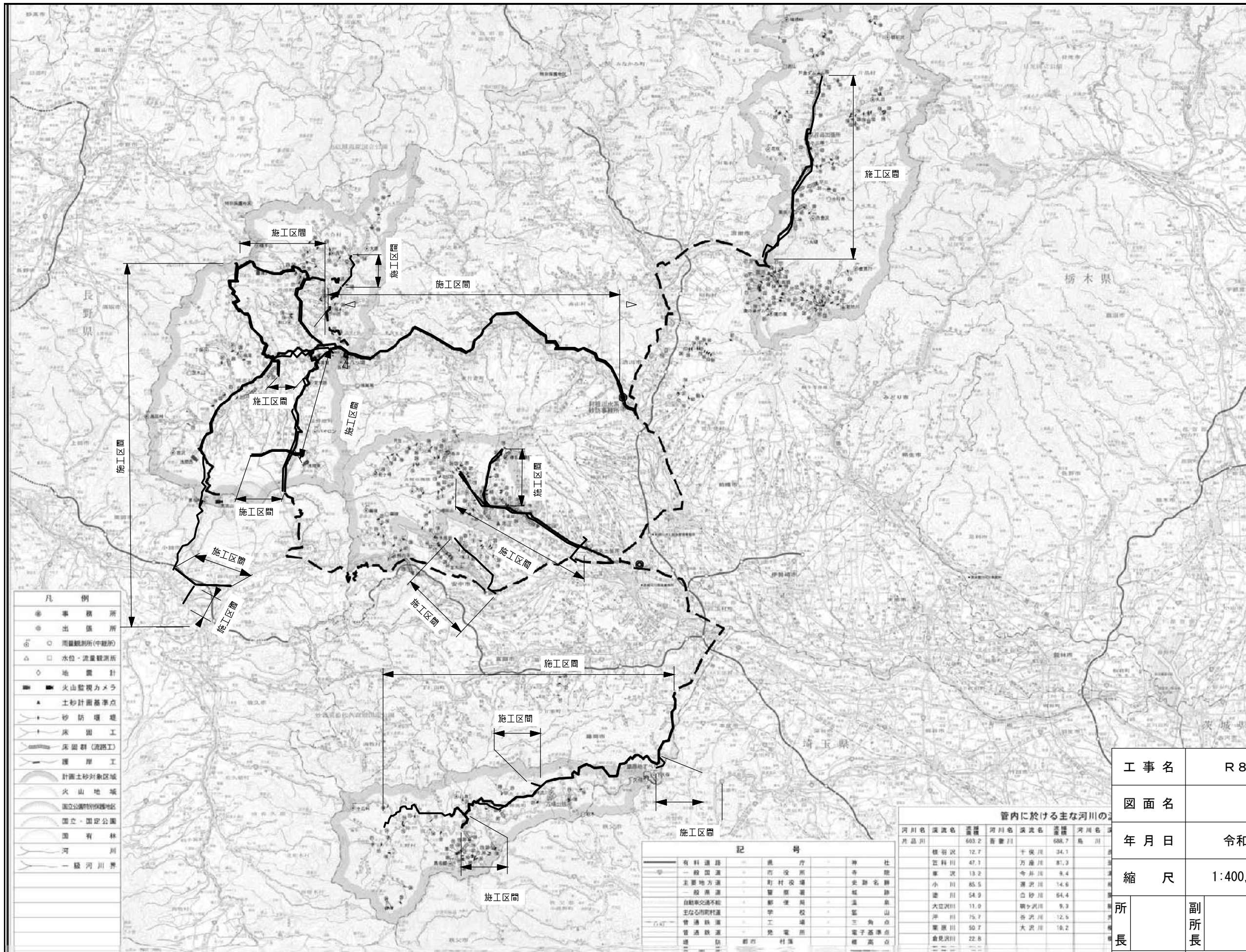
証 明 者：_____ 印

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。)



凡 例	
●	事務所
○	出張所
○	雨量観測所(午観所)
△	水位・流量観測所
◇	地震計
■	火山監視カメラ
▲	土砂計画基準点
—	砂防堰堤
—	床固工
—	床固料(流路工)
—	護岸工
—	計画土砂対象区域
—	火山地帯
—	国立公園特別保護地区
—	国立・国定公園
—	国有林
—	河川
—	一級河川界

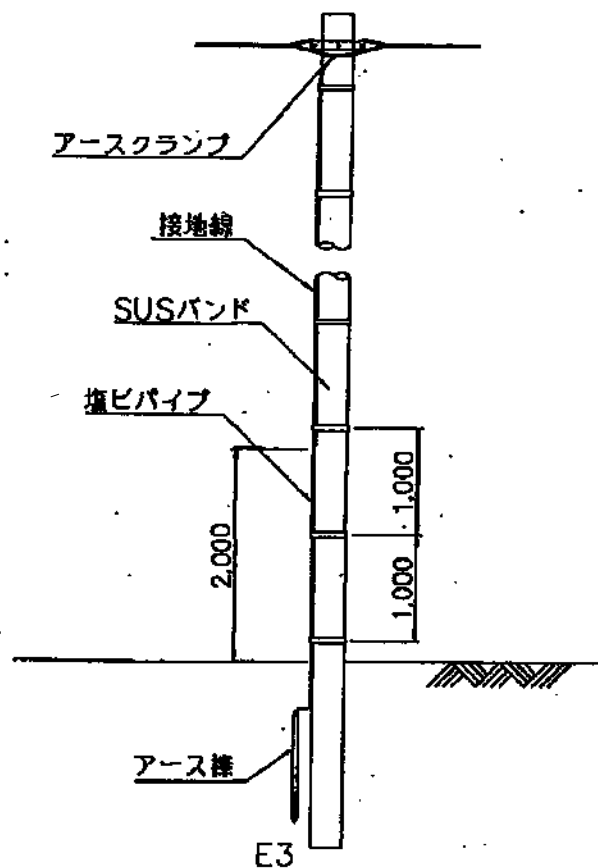
記 号			
—	有料道路	県庁	神社
—	一般国道	市役所	寺
—	主要地方道	町村役場	史跡名勝
—	一般県道	警察署	城跡
—	自転車交通不能	郵便局	温泉
—	主なる市町村道	学校	鉱山
—	普通鉄道	工場	三角点
—	普通鉄道	発電所	電子基準点
—	連絡路	郵便	標高点

管内に於ける主な河川の流量					
河川名	流量名	流量	河川名	流量名	流量
片品川		603.2	吾妻川		688.7
	横町沢	72.7		千俣川	34.1
	笠科川	47.1		万座川	81.3
	車沢	13.2		今井川	9.4
	小川	85.5		源次川	14.6
	遠川	54.9		白砂川	64.4
	大立沢川	11.0		朝ヶ沢川	9.3
	伊川	75.7		香沢川	12.9
	栗原川	50.7		大沢川	16.2
	倉見沢川	22.8			

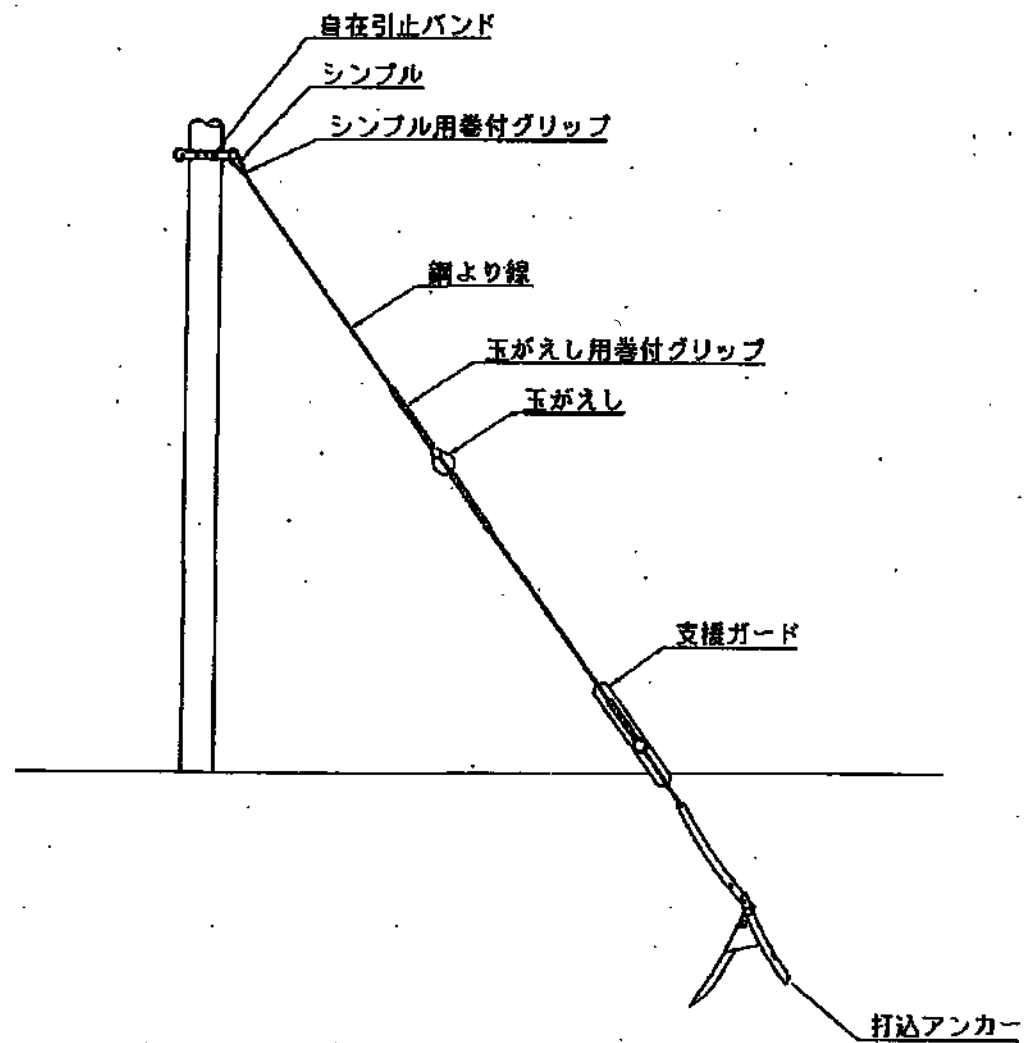
工事名	R 8 利根砂防管内光ケーブル整備工事				
図面名	位置図				
年月日	令和 8 年 1 月 日				
縮 尺	1:400,000	図面番号	1/5		
所 長	副 所 長	課 長	係 長	設 計	
会社名					
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所				

接地要領図・支線要領図(参考図)

接地要領図



支線要領図



接地材料明細

名称	単位	数量	備考
アース棒 10 ^φ -1000	本	1	
塩ビパイプ VE-16	本	1	2.0m
SUSバンド SFT-112	コ	6	
接地線 IV1.6mm	M	6	
アースクランプ	コ	1	

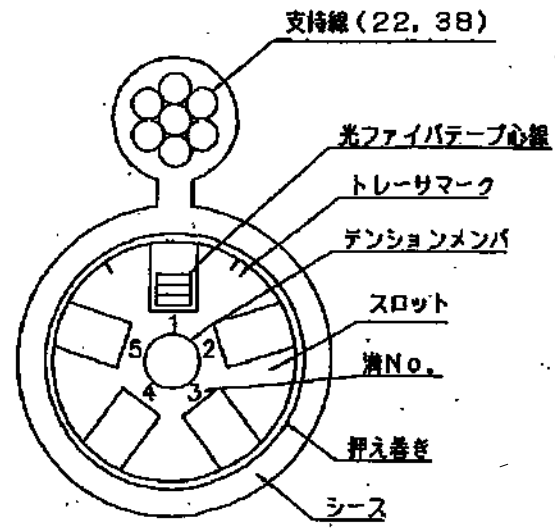
支線材料明細

名称	単位	数量	備考
自在引止バンド 4BD-HD-23	コ	1	
シンプル TH-47	コ	1	
シンプル用巻付グリップ SGW-TH-45	本	1	
鋼より線 45 ^φ	M	8.0	
玉がえし用巻付グリップ SGW-R-45	本	2	
玉がえし	コ	1	
支線ガード	本	1	
打込アンカー フコ-3号	コ	1	

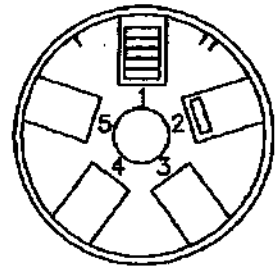
工事名	R8利根砂防管内光ケーブル整備工事		
図面名	接地要領図・支線要領図(参考図)		
作成年月日	令和8年1月		
縮尺	no scale	図面番号	2 / 5
会社名			
事業者名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

光ケーブル構造図・クロージャ姿図(参考図)

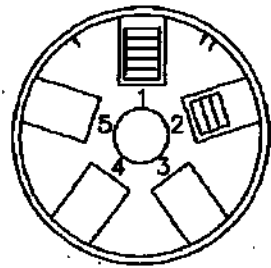
光ファイバテープ構造図(架空)



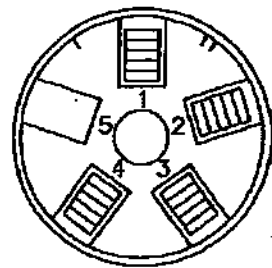
12C



24C



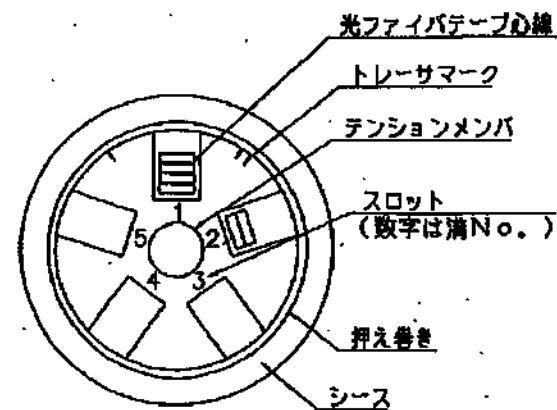
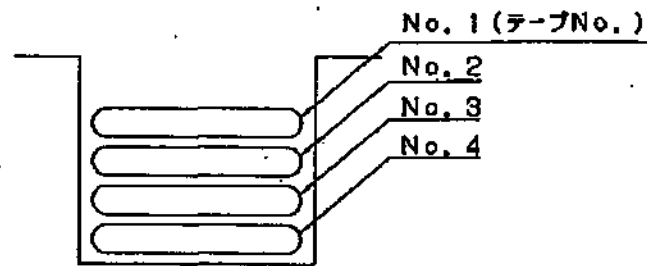
32C



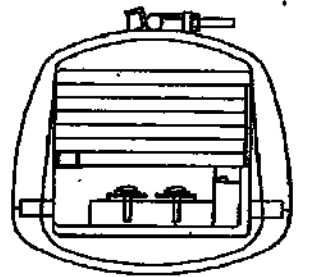
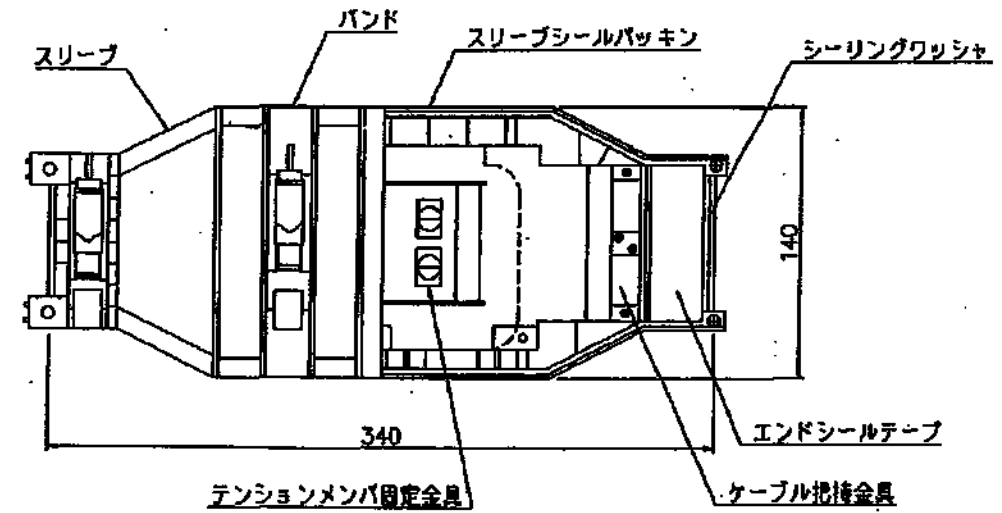
80C

光ファイバテープ構造図(管路)

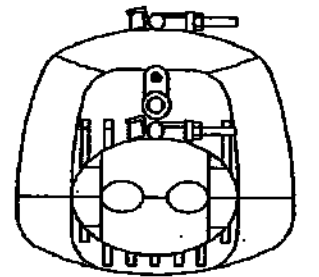
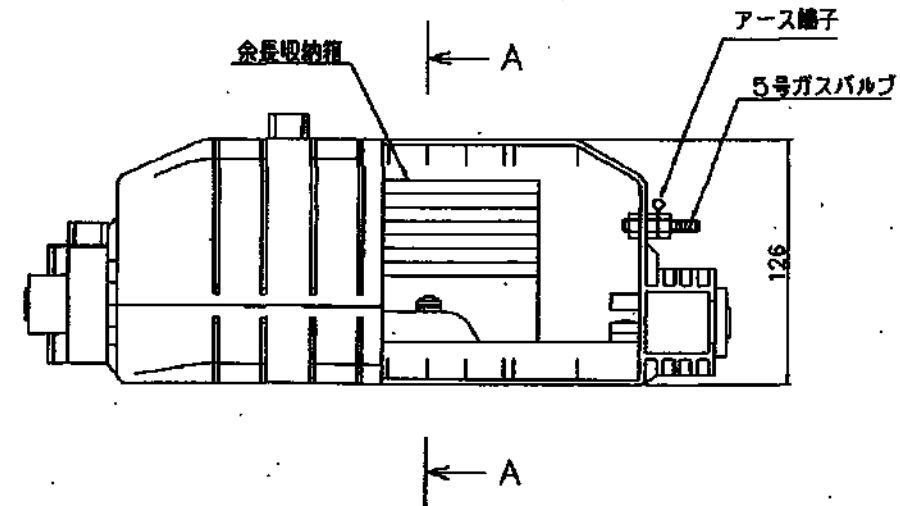
光ファイバテープ心線収納図



光ファイバケーブル用クロージャ



A-A

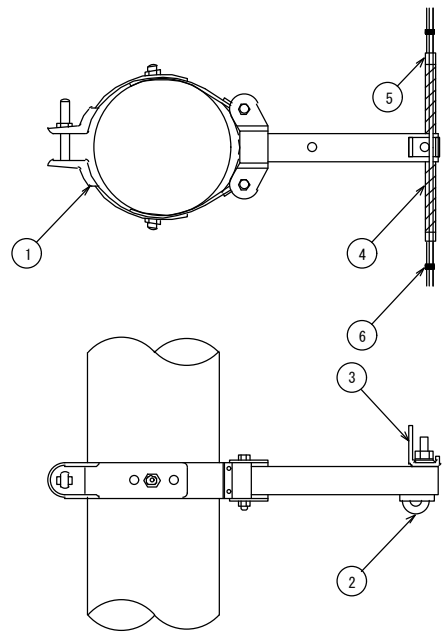


【注記】 溝に収納される光ファイバテープの枚数が4枚未満の場合、老番のテープより省略する。
また、ケーブルには必要により適当な介在を施すものとする。

工事名	R8利根砂防管内光ケーブル整備工事		
図面名	光ケーブル構造図・クロージャ姿図(参考図)		
作成年月日	令和8年1月		
縮尺	no scale	図面番号	3 / 5
会社名			
事業者名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

ケーブル装柱要領図 (1) (参考図)

Aタイプ (持出吊架)

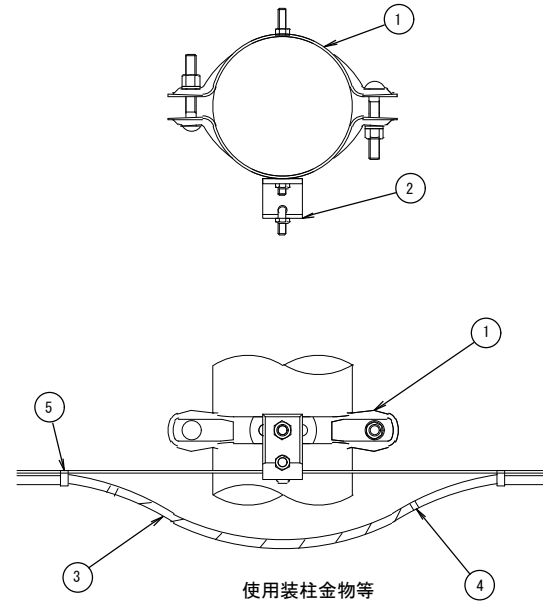


使用装柱金物等

番号	名称	規格	数量
1	持出金物 (※)	PCSBE/COM 相当品	1個
2	吊線クランプ	WJC-2 相当品	1個
3	SD用吊架金物		1個
4	スパイラルスリーブ	PVC-15mm	0.5m
5	P.V.C. テープ	2号	0.5m
6	クレモナ結びひも	4mm	0.3m

※: 中部電力柱・NTT柱に該当し、東京電力柱は対象外 (東京電力にて用意)

Bタイプ (直線吊架)

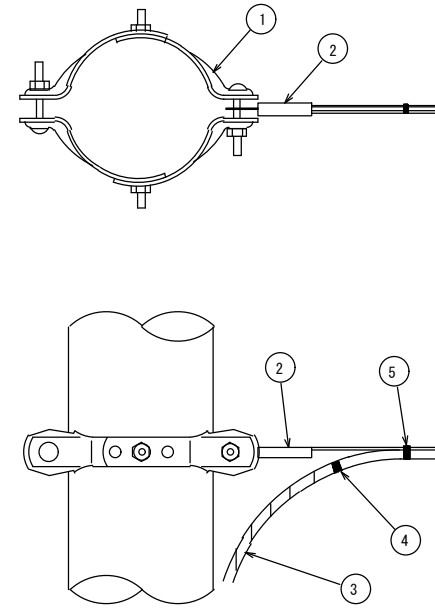


使用装柱金物等

番号	名称	規格	数量
1	自在バンド (※)	4BD-HD-23 相当品	1個
2	直付吊架金具	WLH-1 相当品	1個
3	スパイラルスリーブ	PVC-15mm	0.5m
4	P.V.C. テープ	2号	0.5m
5	クレモナ結びひも	4mm	0.3m

※: 中部電力柱・NTT柱に該当し、東京電力柱は対象外 (東京電力にて用意)

Dタイプ (終端引留)

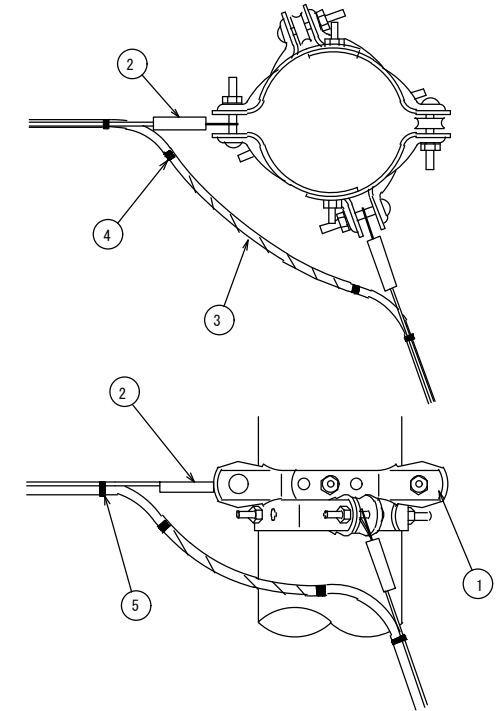


使用装柱金物等

番号	名称	規格	数量
1	自在バンド (※)	4BD-HD-17T・4BD-HE-17 相当品	1個
2	引込線引留具	SCH 相当品	1個
3	スパイラルスリーブ	PVC-15mm	1.0m
4	P.V.C. テープ	2号	0.6m
5	クレモナ結びひも	4mm	0.6m

※: 中部電力柱・NTT柱に該当し、東京電力柱は対象外 (東京電力にて用意)

D2タイプ (曲線引留)

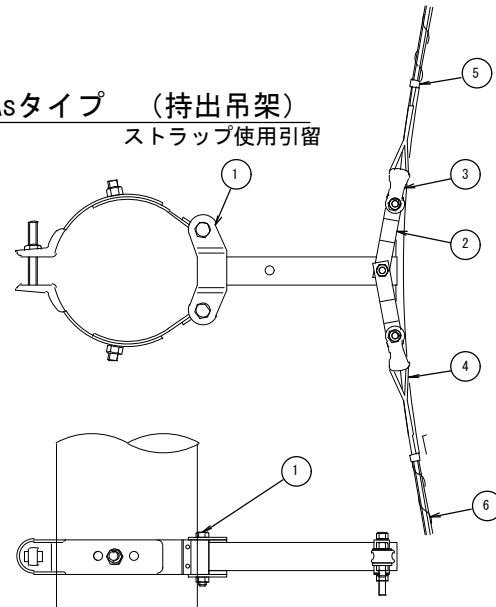


使用装柱金物等

番号	名称	規格	数量
1	自在バンド (※)	4BD-HD-17T・4BD-HE-17 相当品	2個
2	引込線引留具	SCH 相当品	2個
3	スパイラルスリーブ	PVC-15mm	1.0m
4	P.V.C. テープ	2号	0.6m
5	クレモナ結びひも	4mm	0.6m

※: 中部電力柱・NTT柱に該当し、東京電力柱は対象外 (東京電力にて用意)

Asタイプ (持出吊架)
ストラップ使用引留

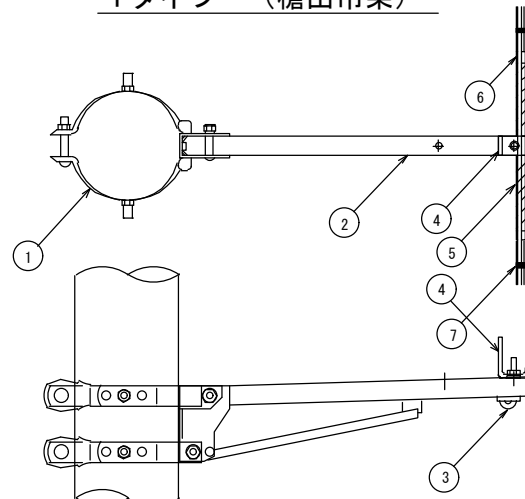


使用装柱金物等

番号	名称	規格	数量
1	持出金物 (※)	PCSBE/COM 相当品	1個
2	耐張ストラップ	SSTP 相当品	2個
3	丸シンプル	22mm 相当品	2個
4	シンプル巻付グリップ	SGW-TH-22 相当品	2個
5	スパイラルスリーブ	PVC-15mm	0.5m
6	P.V.C. テープ	2号	0.5m
6	クレモナ結びひも	4mm	0.3m

※: 中部電力柱・NTT柱に該当し、東京電力柱は対象外 (東京電力にて用意)

Fタイプ (槍出吊架)

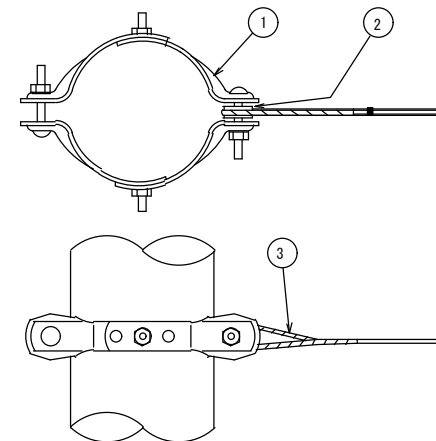


使用装柱金物等

番号	名称	規格	数量
1	槍出金物用芯付バンド (※)	TDCBD-S21 相当品	1個
2	槍出金物 (※)	TDCSA-S90 相当品	1個
3	吊線クランプ	WJC-2 相当品	1個
4	SD用吊架金物		1個
5	スパイラルスリーブ	PVC-15mm	0.5m
6	P.V.C. テープ	2号	0.5m
7	クレモナ結びひも	4mm	0.3m

※: 中部電力柱・NTT柱に該当し、東京電力柱は対象外 (東京電力にて用意)

Gタイプ (メッセンジャー引留)

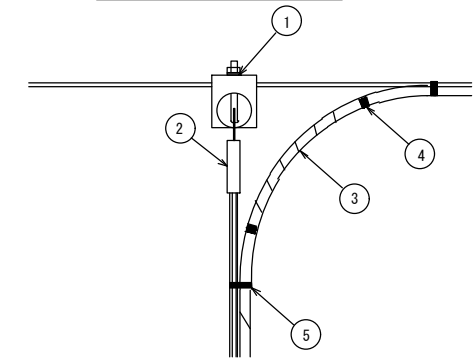


使用装柱金物等

番号	名称	規格	数量
1	自在バンド	4BD-HD-17T・4BD-HE-17 相当品	1個
2	丸シンプル	TH-47 相当品	1個
3	シンプル巻付グリップ	SGW-TH-45相当品	1個

※: 中部電力柱・NTT柱に該当し、東京電力柱は対象外 (東京電力にて用意)

Jタイプ (柱間分岐)



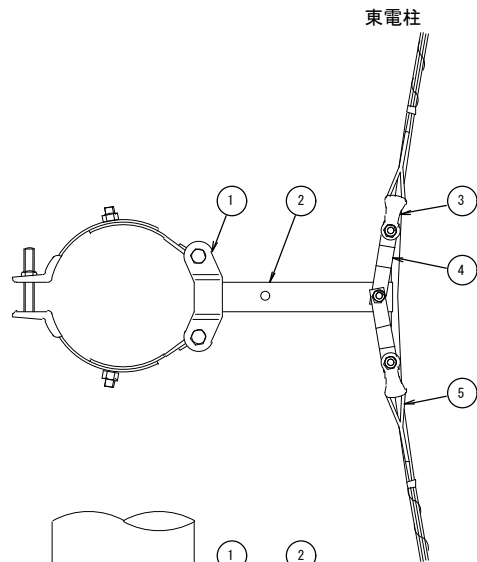
使用装柱金物等

番号	名称	規格	数量
1	柱間分岐金具	TWBC 相当品	1個
2	引込線引留具	SCH 相当品	1個
3	スパイラルスリーブ	PVC-15mm	0.8m
4	P.V.C. テープ	2号	0.8m
5	クレモナ結びひも	4mm	0.8m

※: 東京電力柱・中部電力柱・NTT柱に該当

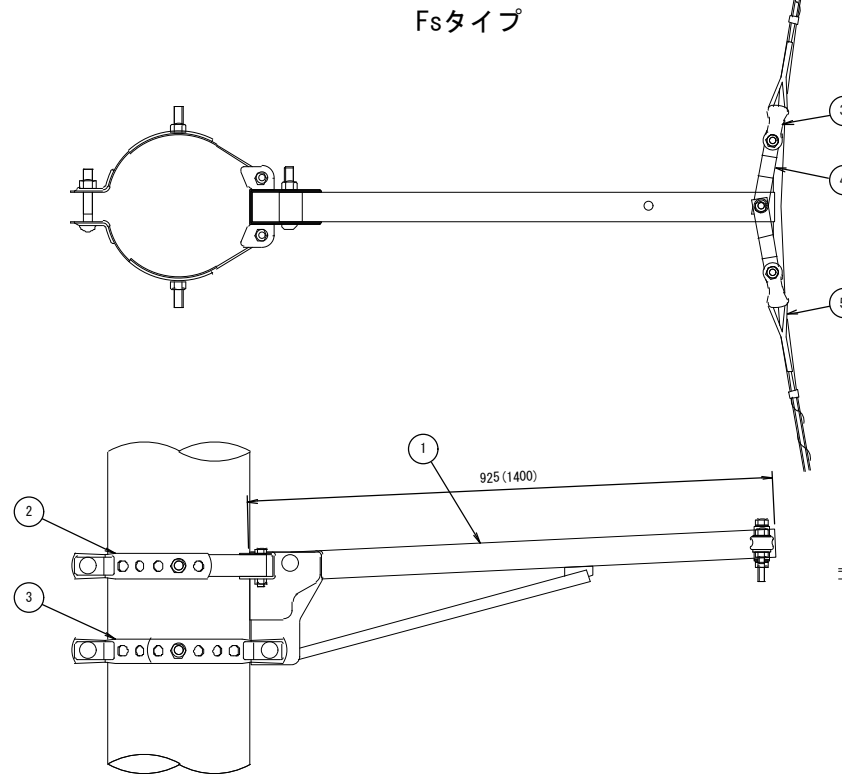
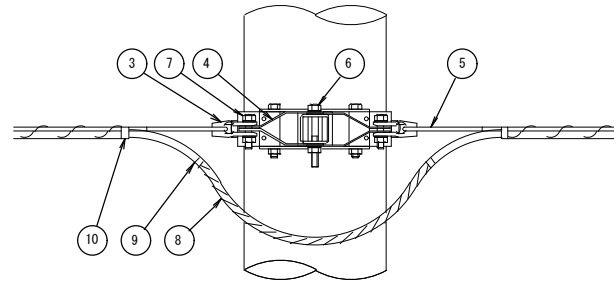
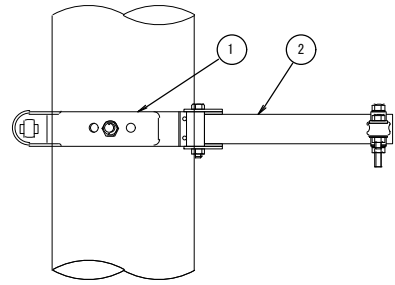
工事名	R8利根砂防管内光ケーブル整備工事		
図面名	ケーブル装柱要領図(1) (参考図)		
作成年月日	令和8年1月		
縮尺	NoScale	図面番号	4 / 5
会社名			
事業者名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

ケーブル装柱要領図 (2) (参考図)



使用装柱金物等

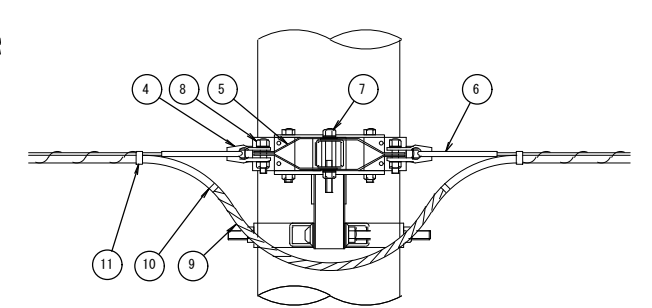
番号	名称	規格	数量
1	バンド (※)	東電仕様 (東京電力にて取付)	-
2	腕金 (※)		
3	丸シンプル	22mm 相当品	2個
4	耐張ストラップ	SSTP 相当品	2個
5	シンプル用巻付グリッパ	SGW-TH-22 相当品	1個
6	ボルトナット	M15×120	2個
7	ボルトナット	M16×50	2個
8	スパイラルスリーブ	PVC-15mm	0.8m
9	PVCテープ	2号	0.8m
10	クレモナ縛りひも		0.8m



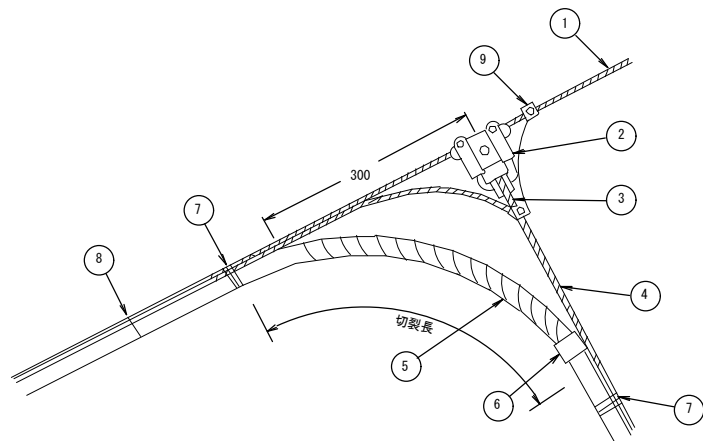
使用装柱金物等

番号	名称	規格	数量
1	0.9m (1.4m) 抽出アーム (※)	TDCSA-E90 (E140) 相当品	1個
2	上部バンド (※)	TDCBD-E21 相当品	1個
3	下部バンド (※)	TDCBD-E21 相当品	1個
4	丸シンプル	22mm 相当品	2個
5	耐張ストラップ	SSTP 相当品	2個
6	シンプル用巻付グリッパ	SGW-TH-22 相当品	2個
7	ボルトナット	M15×120	1個
8	ボルトナット	M16×50	2個
9	スパイラルスリーブ	PVC-15mm	0.8m
10	PVCテープ	2号	0.8m
11	クレモナ縛りひも		0.8m

※: 中部電力柱・NTT柱に該当し、東京電力柱は対象外 (東京電力にて用意)



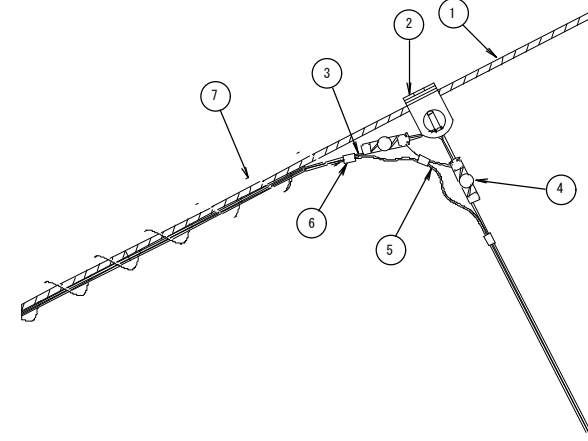
吊線柱間分岐部要領図



使用装柱金物等

番号	名称	規格	数量
1	補助つり線	亜鉛メッキ鋼より線 7/2.0	別途計上
2	柱間分岐金具	TWBC-1 相当品	1組
3	SSケーブル支持線	SSFケーブルに含む	別途計上
4	シンプル用巻付グリッパ	SGW-TH-22 相当品	1個
5	スパイラルスリーブ	PVC-15mm	2m
6	PVCテープ	2号	2m
7	クレモナ縛りひも		2m
8	ケーブルハンガー		別途計上
9	アースクランプ		1個

ドロップ線柱間分岐部要領図 (装柱Jタイプ)



使用装柱金物等

番号	名称	規格	数量
1	補助つり線	亜鉛メッキ鋼より線 7/2.0	別途計上
2	柱間引込線留金具	WBC 相当品	1個
3	ドロップ線メッキヤ		別途計上
4	引込線引留金具	SCH 相当品	2個
5	スパイラルスリーブ	PVC-4mm	0.8m
6	PVCテープ	2号	0.8m
7	ラッシングロッド	1号	別途計上

工事名	R8利根砂防管内光ケーブル整備工事		
図面名	ケーブル装柱要領図(2) (参考図)		
作成年月日	令和 8年 1月		
縮尺	NoScale	図面番号	5 / 5
会社名			
事業者名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		